

市第76号議案

横浜市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に
関する条例の制定

横浜市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条
例を次のように定める。

平成24年12月 6 日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に
関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第 229 号）
第 8 条第 1 項の規定に基づき、横浜市が設置する食品衛生検査施
設の設備及び職員の配置に関する基準を定めるものとする。

（設備）

第 2 条 食品衛生検査施設の設備は、次のとおりとする。

- (1) 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設け
ること。
- (2) 純水装置、定温乾燥器、ディープフリーザー、電気炉、ガス
クロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温
培養器、嫌気培養装置、恒温槽その他の検査又は試験のために
必要な機械及び器具を備えること。

（職員の配置）

第 3 条 食品衛生検査施設には、検査又は試験のために必要な職員
を置くこととする。

附 則

この条例は、平成25年 4 月 1 日から施行する。

提 案 理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に伴い、横浜市が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準を定めるため、横浜市食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準に関する条例を制定する必要があるので提案する。

参 考

食品衛生法施行令（抜粋）

（食品衛生検査施設）

第 8 条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下この条において「都道府県等」という。）は、法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき当該都道府県等が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置について、条例で基準を定めなければならない。

（第 2 項及び第 3 項省略）